〃	第十八回	十億円	九十九円五十六銭	
〃	〃	八億円	九十九円五十九銭	
〃	〃	六億円	九十九円六十三銭	
〃	〃	四億円	九十九円六十五銭	
〃	第十九回	五十億円	百円二十一銭	
〃	〃	七十四億円	百円二十三銭	
〃	〃	九億円	百円二十五銭	
〃	第二十回	十億円	百円九十三銭	
〃	〃	三億円	百円九十五銭	
〃	〃	十億円	百円九十八銭	
〃	〃	一億円	百円九十九銭	
〃	第二十一回	三十億円	百一円三十三銭	
〃	〃	五億円	百一円	
〃	〃	一億円	百一円四十銭	
〃	第二十二回	百億円	百二円二十一銭	
〃	〃	一億円	百二円二十四銭	
〃	第二十三回	三十億円	百一円八十七銭	
〃	〃	十億円	百一円九十銭	
〃	〃	一億円	百一円九十四銭	
〃	〃	十億円	百一円九十二銭	
〃	〃	一億円	百一円九十七銭	
〃	第二十四回	五億円	百二円二十四銭	
〃	〃	三億円	百一円九十五銭	
〃	〃	一億円	百一円九十四銭	
〃	〃	十億円	百一円九十二銭	
〃	〃	十億円	百一円九十銭	
〃	第二十五回	四億円	九十八円六十銭	
〃	〃	一億円	九十八円十五銭	
〃	第二十六回	一億円	九十八円四十九銭	
〃	〃	二億円	九十八円五十銭	
〃	第二十七回	十億円	百円十三銭	
〃	〃	五億円	百円十五銭	
〃	〃	十億円	百円十七銭	
〃	〃	一億円	百円十九銭	
〃	第二十八回	二十億円	二円二十一銭	
〃	〃	十億円	百二円二十五銭	
〃	第二十九回	十億円	九十八円八十八銭	
〃	〃	五億円	九十八円九十銭	
〃	〃	十億円	九十八円九十二銭	
〃	〃	六億円	九十八円九十三銭	
〃	〃	五億円	九十八円九十五銭	
〃	第三十回	十億円	九十八円七十六銭	
〃	〃	五億円	九十八円九十五銭	
〃	〃	五億円	九十八円八十三銭	
〃	〃	三億円	九十八円八十五銭	
〃	第三十一回	十億円	九十八円五十銭	
〃	〃	二億円	九十八円五十五銭	
〃	第三十二回	五億円	九十八円四十五銭	
〃	〃	一億円	九十八円四十九銭	
〃	第三十三回	五十億円	九十八円四十五銭	
〃	〃	二億円	九十八円五十銭	
〃	第三十四回	一億円	九十八円十五銭	
〃	〃	一億円	九十八円四十九銭	
〃	第三十五回	四億円	九十八円六十銭	
〃	第三十七回	十億円	百円十三銭	
〃	〃	五億円	百円十五銭	
〃	〃	十億円	百円十七銭	
〃	〃	一億円	百円十九銭	
〃	第三十九回	一億円	百三円十五銭	
〃	第四十四回	二十億円	百三円三銭	
〃	〃	四十億円	百三円五銭	
〃	合計	一千三百十二億円	百三円六銭	

○財務省告示第百八十六号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十四年四月二十四日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十四年五月二十五日

財務大臣　安住　淳